

**改正**

平成30年2月9日告示第19号

令和3年3月23日告示第56号

令和4年3月23日告示第72号

令和6年6月28日告示第221号

全国大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、全国大会等への出場を奨励することにより、本市のスポーツ振興を図るため、予算の範囲内において全国大会等出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

(奨励金)

**第2条** 市長は、次条に規定する全国大会等に出場した第4条に規定する交付対象者に奨励金を交付する。

(交付対象)

**第3条** 奨励金の交付対象となる全国大会等とは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 国際大会 予選大会、選考会等の選抜手続きを経て出場した国際規模の競技大会で、次に掲げるいずれかのもの
  - ア オリンピック競技大会
  - イ パラリンピック競技大会
  - ウ 世界大会（ジュニア大会を含む。）
  - エ アジア競技大会（ジュニア大会を含む。）
- (2) 全国大会 県予選大会、選考会等の選抜手続きを経て出場した全国規模の競技大会で、次に掲げるいずれかのもの
  - ア 国民スポーツ大会
  - イ 文部科学省又は厚生労働省が主催し、又は共催するスポーツ競技大会
  - ウ 公益財団法人日本スポーツ協会又は当該協会に加盟する中央競技団体が主催し、又は共催するスポーツ競技大会

エ 公益財団法人日本パラスポーツ協会又は当該協会に属する団体が主催し、又は共催するスポーツ競技大会

オ その他全国大会規模に準じる大会であると特に市長が認める大会

(交付対象者)

**第4条** 奨励金の交付対象となるものは、アマチュアスポーツ選手であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 木更津市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内に在勤、又は在学する者
- (3) 市内に所在し、又は活動拠点を有する団体若しくは当該団体に所属する者
- (4) その他市長の認めるもの

(適用除外)

**第5条** 前3条の規定にかかわらず、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）により補助金の交付を受けた者又は団体及び実業団の支援を受け実業団関係の大会へ出場した者若しくは団体については、奨励金の交付対象としない。

(奨励金の額)

**第6条** 奨励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申出)

**第7条** 奨励金の交付を受けようとするものは、全国大会等出場奨励金交付申出書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申し出なければならない。

- (1) 予選大会の要項及び結果の分かるもの並びに大会出場の証となるもの
- (2) 全国大会等の要項及び結果の分かるもの
- (3) その他市長が特に必要とする書類

2 前項の規定による申出は、参加した全国大会等が終了した日から起算して3ヶ月を経過する日又は参加した全国大会等が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第1項の規定による申出は、当該年度の国際大会又は全国大会につきそれぞれ1回とする。

(交付決定)

**第8条** 市長は、前条第1項の申出書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、全国大会等出場奨励金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申出者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

**第9条** 市長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第10条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 選手が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と認められたとき。

(3) その他市長が奨励金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したものに対し、奨励金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日以後に全国大会等に出場したものについて適用する。

#### 附 則（平成30年2月9日告示第19号）

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和3年3月23日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行する。

#### 附 則（令和4年3月23日告示第72号）

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以降の全国大会等出場奨励金交付要綱第3条の全国大会等について適用する。

#### 附 則（令和6年6月28日告示第221号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第6条）

	個人	団体	
	奨励金の額	奨励金の額	奨励金の限度額
国際大会	1人当たり50,000円	出場者数に50,000円を乗じて 得た額	250,000円
全国大会	1人当たり10,000円	出場者数に10,000円を乗じて 得た額	50,000円